

## 国務院 自由貿易試験区の新たな一連の改革試行経験の

### 複製・普及業務を行うことに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年11月10日、国務院は「自由貿易試験区の新たな一連の改革試行経験の複製・普及業務を行うことに関する通知」(国発[2016]63号、以下「本通知」)を公布しました。上海、広東、天津、福建自由貿易試験区の改革内容の全国展開は過去2度にわたって行われていますが、本通知によって、第3回目の改革措置の全国展開が実施されることとなります。

#### 1. 政策の背景と内容

「複製・普及可能な施策の展開」は国務院が自由貿易試験区に要求する基本要件です。過去、2014年12月、2015年11月と2度にわたって、改革の全国展開が行われてきました。投資管理・貿易利便化・金融・サービス・事中事後管理等の分野において改革内容が展開されてきましたが、本通知による改革事項は税関総署に関連する事項が多く含まれています。新たに展開された施策の詳細は、下記図表1をご参照下さい。

【図表1 新たに全国展開される自由貿易試験区試行施策】

番号	改革事項	具体的な内容(公表された情報に基づいて作成)
1	外商投資企業の設立及び変更の備案(届出)制管理	ネガティブリスト以外の領域における外商投資企業の設立や変更などの事項に備案制を正式に導入する
2	電子港湾公共プラットフォームに依拠し国際貿易の単一窓口を建設、無料申告体制を推進	貿易企業は関連部門に対し、単一の窓口を通じて貨物輸出入および転送に必要な書類と電子データを一度に提出できる。審査状態と審査結果を照会することで、重複申告や書類の重複提出を回避できる
3	国際税関の認証を経た経営者(AEO)相互承認制度	AEO相互承認制度を構築し、認証企業に対し、通関の利便化措置を与える
4	域外加工監督管理	域外加工の監督管理(域外加工:全て、あるいは一部の原材料、部品、包装材などを域外企業に提供し、加工あるいは組立後に、製品を域内に戻す取引)
5	企業協調員制度	派遣された協調員が定期的に企業を訪問、企業側の問題を収集し、企業の管理改善に協力する
6	仲介機構の導入による、保税確認、消込、企業査察等	仲介機構が企業や税関の委託を受け、企業内の管理と認証申請を実施する。税関による査察が行われる際には、会計、評価、鑑定、認証など関連する補助エビデンスを提供する

7	税関企業輸出入信用情報の公表制度	税関は「企業信用情報公示表」の内容に基づき、「中国税関企業輸出入信用情報公示プラットフォーム ( <a href="http://credit.customs.gov.cn">http://credit.customs.gov.cn</a> )を通じて税関登録企業の信用情報を公表する
8	税金管理設備で発行された発票(領収書)受領・使用のオンライン申請	納税人はオンラインで増値税発票を受領し、EMSで紙ベース発票を受取ることができる
9	企業簡易抹消	条件に合致する企業は清算のプロセスが簡素化される
10	原産地証明書管理改革の革新	原産地証明書リストに記載されている製品の審査・証明書発行の所要期間が短縮化される。製品備案プロセス、通関が大きく簡素化できる
11	国際航行船舶検疫監督管理の新モデル	「一線」でリスクをコントロールし、「二線」で監督管理を延長、「開放」と「管理」両方を備えた体制を構築する
12	低リスクの動植物に対する検疫証明リスト制度の免除	ポジティブリスト管理により、低リスク動植物及びその製品に対する検疫証明書を免除
13	入国整備商品監督管理新モデル	検査検疫部門は入国整備商品リスク及び企業リスクのモニタリング、信用管理等に基づき、状況に応じて検査検疫監督管理を差異化し、異なる管理措置を実施する
14	単一備案の複数回使用	企業はデータシステムを利用し、税関主管部門に備案を一度行うことで、多数の税関関連業務に備案を使用できる
15	域内区外企業の委託に基づく区内加工監督管理	域内区外企業の委託に基づく区内加工の監督管理 (区内企業が域内区外企業の委託を受け、域内区外企業からの入区貨物を加工し、加工完成品を域内区外へ戻し、区内企業は加工費用を受け取り、税金を払う取引)
16	在庫貨物状態分類の監督管理	非保税貨物を非通関申告方式で税関特別監督管理区域に入れることを許可し、保税貨物と一緒に集中した後、分類する管理方法
17	コモディティ商品現物保税取引	税関特別監督管理区域の保税状態のコモディティ原料や、農業製品、エネルギー製品などのコモディティ商品現物マーケット取引プラットフォームにおける取引を監督管理する
18	保税展示取引貨物ライン別監督管理、事前検査および登記消込管理モデル	1線において主要検疫を実施、区内は自由流通。保税展示取引貨物は事前検査を受けた後、区から搬出される際に登録消込を行う。特別監督管理区域に頻繁に出入りする保税レンタル貨物は事前検査を1度行えば、登録消込できる

19	税関特別監督管理区域間の保税貨物移転監督管理モデル	自由貿易試験区企業間における貨物流通の「分割通過・集中申告」および自動輸送。税関特別監督管理区域内の貨物輸送の効率化及び利便性向上を実現する
----	---------------------------	--

## 2. 企業への影響

本通知により全国展開される改革事項は税関の管理事項に集中しており、輸出入産業・加工産業を中心にメリットを享受できる可能性があります。自由貿易試験区と区外とで異なるネガティブリストが適用されてきた問題についても、今後統一化が図られる見通しです。自由貿易試験区は今後 7 つのエリアでの新設が予定されており、更なる改革措置が試行され、全国展開されることが期待されます。引続き、関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p><b>国务院关于做好自由贸易试验区新一批改革试点经验复制推广工作的通知</b> <b>国发[2016]63号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构： 设立自由贸易试验区(以下简称自贸试验区)是党中央、国务院在新形势下作出的重大决策。2015年4月，中国(广东)自由贸易试验区、中国(天津)自由贸易试验区、中国(福建)自由贸易试验区以及中国(上海)自由贸易试验区扩展区域运行。1年多来，4省市和有关部门按照党中央、国务院部署，以制度创新为核心，简政放权、放管结合、优化服务，推动自贸试验区在投资、贸易、金融、事中事后监管等多个方面进行了大胆探索，形成了新一批改革创新成果。经党中央、国务院批准，自贸试验区可复制、可推广的新一批改革试点经验将在全国范围内复制推广。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、复制推广的主要内容 (一)在全国范围内复制推广的改革事项。 1.投资管理领域：“负面清单以外领域外商投资企业设立及变更审批改革”、“税控发票领用网上申请”、“企业简易注销”等3项。 2.贸易便利化领域：“依托电子口岸公共服务平台建设国际贸易单一窗口，推进单一窗口免费申报机制”、“国际海关经认证的经营者(AEO)互认制度”、“出境加工监管”、“企业协调员制度”、“原产地签证管理改革创新”、“国际航行船舶检疫监管新模式”、“免除低风险动植物检疫证书清单制度”等7项。 3.事中事后监管措施：“引入中介机构开展保税核查、核销和企业稽查”、“海关企业进出口信用信息公示制度”等2项。 (二)在海关特殊监管区域复制推广的改革事项。 包括：“入境维修产品监管新模式”、“一次备案，多次使用”、“委内加工监管”、“仓储货物按状态分类监管”、“大宗商品现货保税交易”、“保税展示交易货物分线监管、预检验</p>	<p><b>國務院 自由貿易試驗区の新たな一連の改革試行経験の複製・普及業務を行うことに関する通知</b> <b>国発[2016]63号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、國務院各部委、各直属機構： 自由貿易試驗区(以下、自貿試驗区)の設立は党中央、國務院が新情勢において決定した重大方針である。2015年4月には、中国(広東)自由貿易試驗区、中国(天津)自由貿易試驗区、中国(福建)自由貿易試驗区および中国(上海)自由貿易試驗区が区域を拡大して運行している。この1年来、4省・市、関連部門は党中央、國務院の手配に基づき、制度刷新をコアとし、行政簡素化と権限委譲を進め、開放と管理を結合し、サービスを最適化し、投資、貿易、金融、事中事後監督管理など多くの面における大胆な摸索を推進し、新たな一連の改革・革新の成果を生み出した。党中央及び國務院の批准を経て、自由貿易試驗区は新たな複製可能、普及可能な改革試行経験を全国範囲に複製・普及する。ここに関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、複製・普及の内容 (一)全国範囲に複製・普及する改革事項 1.投資管理領域：「ネガティブリスト以外の領域における外商投資企業の設立及び変更の審査批准改革」「税金管理設備で発行された發票の受領・使用のオンライン申請」「企業简易注销」など3項目。 2.貿易便利化領域：「電子港湾公共プラットフォームに依拠して国際貿易の単一窓口を建設し、単一窓口の無料申告制度を推進」「国際税関の認証を経た経営者(AEO)相互認証制度」「域外加工監督管理」「企業協調員制度」「原産地証明書管理改革の革新」「国際航行船舶検疫監督管理新モデル」「低リスク動植物検疫証明リスト制度の免除」など7項目。 3. 事中事後監督措置：「仲介機構を導入し、保税検査、消込及び企業査察を展開」「税関企業輸出入信用情報公表制度」など2項目。 (二)税関特別監督管理区域において複製・普及する改革項目 「入国整備商品監督管理新モデル」「1回の備案、複数回使用」「域内区外企業の委託に基づく区内加工監督管理」「倉庫貨物状態分類監督管理」「コモディティ商品現物保税取引」「保税展示取引貨物ライン別監督管理、事前検査および登</p>

<p>和登记核销管理模式”、“海关特殊监管区域间保税物流流转监管模式”等7项。</p> <p>二、高度重视推广工作 各地区、各部门要深刻认识复制推广自贸试验区改革试点经验的重大意义，将复制推广工作作为贯彻落实创新、协调、绿色、开放、共享的发展理念，推进供给侧结构性改革的重要举措，积极转变政府管理理念，提高政府管理水平，着力推动制度创新，深入推进简政放权、放管结合、优化服务改革，逐步构建与我国开放型经济发展要求相适应的新体制、新模式，持续释放改革红利，增强发展新动能、拓展发展新空间。</p> <p>三、切实做好组织实施 各省（区、市）人民政府要将自贸试验区改革试点经验复制推广工作列为本地区重点工作，完善领导机制和复制推广工作机制，积极创造条件、扎实推进，确保改革试点经验落地生根，产生实效。国务院各有关部门要按照规定时限完成复制推广工作，需报国务院批准的事项要按程序报批，需调整有关行政法规、国务院文件和部门规章规定的，要按法定程序办理。国务院自由贸易试验区工作部际联席会议办公室要适时督促检查改革试点经验复制推广工作进展情况及其效果。复制推广工作中遇到的重大问题，要及时向国务院报告。</p> <p>附件：自由贸易试验区改革试点经验复制推广工作任务分工表 国务院 2016年11月2日</p>	<p>録消込管理モデル」「税関特別監督管理区域間の保税貨物移転監督管理モデル」など7項目を含む。</p> <p>二、普及業務を高度に重視 各地区、各部門は、自貿試験区改革経験の複製・普及業務の重大意義を深く認識し、複製・普及業務が刷新、協調、エコ、開放、共有という発展理念を貫徹して実行し、供給側構造改革を推進するための重要措置とする。政府の管理観念を転換し、政府の管理水準を引上げ、制度刷新を推進し、行政簡素化、権限委譲を進め、開放と管理を結合し、サービス最適化の推進を深化し、中国の開放型経済発展の要求に適応する新体制、新モデルを徐々に構築し、持続的に改革の配当を放出し、新たなエネルギーを増強・発展させ、新たな空間を拡張・発展させる。</p> <p>三、組織的な実施の適切な遂行 各省（区、市）人民政府は自貿試験区改革試行経験の複製・普及作業を本地域の重点業務とし、指導体制および複製推進拡大業務体制を改善し、積極的に実施条件を整備し、確実に推進し、改革試行経験が根づくことを確保し、実際の効果を生み出さなければならない。国务院各関連部門は規定された期限に基づいて、複製・普及作業を完成しなければならない。国务院の批准が必要な事項は、プロセス通りに報告・批准を行う。関連行政法規、国务院文書及び部門規則の調整が必要な場合、法定プロセスに基づいて実施しなければならない。国务院自由貿易試験区業務部門間連合会議弁公室は、適宜、改革経験の複製・普及に関わる進捗状況や、効果を督促・検査しなければならない。複製推進拡大業務において、重大問題が生じた場合、遅滞無く国务院に報告しなければならない。</p> <p>添付資料：自由貿易試験区改革経験複製推進業務分担表 国务院 2016年11月2日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室